

なかしべつ町

社協だより

平成22年9月発行 第42号



東中・まことなかよしサロンと東中児童館の交流会

子どもたちが歓声を上げてそうめんをすくい、美味しそうに食べる姿を大人たちがにこやかに眺めています。

目次

住み慣れた地域で安心な生活を	2～4
社協ミニミニ情報	5～7
第2回森の家まつりが開催されました	5
お話し相手ボランティアに仲間が増えました	5
災害に備えて…	6
夏まつり準備のお手伝い	6
遺族会総会が終了しました	6
サロンを通じて交流が深まりました	7
ご寄付、収集ボランティアご協力のお礼	8

	男	女	計
総人口	11,814	12,352	24,166
65歳以上 (高齢化率)	2,036 8.4%	2,563 10.6%	4,599 19.0%
75歳以上 (高齢化率)	918 3.7%	1,205 5.0%	2,123 8.7%

平成22年7月末住民基本台帳人口から

住み慣れた地域で

安心な暮らしを

契約社会での生活に潜む危険

私たちは、買い物や福祉サービスの利用など「契約」することを前提とする契約社会の中で生活しています。そのため、人は自分が行おうとする契約について、本当に自分に必要なものなのかどうか判断して決定します。ここには、自分で決めて契約したことを守らなければならない責任が生じてきます。

しかし、心身の状況から判断能力が不十分な場合、不当な扱いを受けてしまったり、不利益を被ってしまったりすることがあります。

さらに、虐待や犯罪行為、悪質な商品販売などによる被害も深刻な

ものとなっており、おれおれ詐欺、振り込め詐欺、悪徳リフォーム契約などがその一例です。

しかし、一人でこれらの犯罪行為や業者に対処することは容易ではありません。警察署など様々な機関が「不審に思ったら身近な人に相談を」「必要のないものはつきりと断る」と呼びかけていますが、隙をうかがって認知症や障がいにつけこんで接触してくる相手に対しては手が打てないのが現状のようです。

また、介護保険や障害者自立支援法などの福祉サービスの利用に

係る手続きは複雑なものとなり、おり、地域にどのようなサービスがあるのか、自分には何が利用できるのか、わかりにくいという声を聞くこともあります。

このような犯罪被害や契約の複雑さのために不安を抱えた生活を送っている方を支援する制度があります。この2つの支援は、まだ十分に理解されているとは言えません。特に、成年後見制度は認知症が増加している今、介護保険と両輪のような関係であると考えられながらも、利用者の抵抗感や経済的負担などの理由から両制度の利用者数には大きな開きがあり

ます。

そのような現状においては、できるだけ「わかりやすく」「利用しやすい」制度や仕組みが遠くどこかではなく、身近な地域で利用できることが「安心して暮らせる」ことにつながっていくと考えられます。

成年後見制度

成年後見制度は民法により、次の3つの理念によって支えられています。

- 1、ノーマライゼーション
年齢や心身状況に左右されず、誰でも共に社会生活を営むことが望ましいという考え方。
- 2、自己決定の尊重
判断の能力が低下していても本人が「自分で決める」ことを尊重する考え方。
- 3、残存能力の活用
自分でできることは自ら行ってもらおう考え方。

このような理念のもと、単に判断能力が不十分な方の財産を管理するだけではなく、本人の生活全般に渡って支えること（身上配慮義務）が後見人の役割とされています。

また、成年後見制度は下記のように「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度の概要

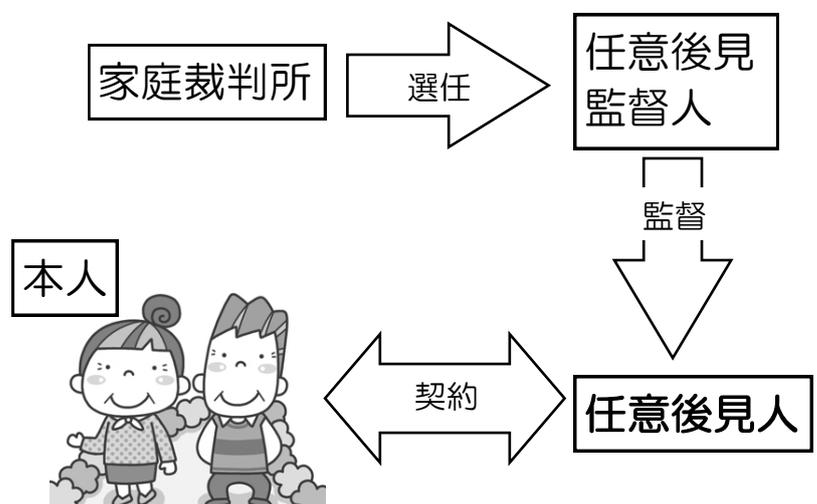
	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方	本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長、検察官等		
成年後見人の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為※	家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上
成年後見人に与えられる代理権	財産に関する全ての法律行為	家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	同左

※民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

任意後見制度の概要

任意後見制度は本人に十分な判断能力があるうちに将来に備えてあらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおくものです。

この「判断能力があるうちに」という点が法定成年後見制度との違いであり、もし判断能力が低下した場合でもより本人の意思に従った適切な支援を可能なものとしています。



地域福祉権利擁護事業

(日常生活自立支援事業)

地域福祉権利擁護事業（北海道以外は日常生活自立支援事業）は、北海道社会福祉協議会が実施主体（例外あり）となり、福祉サービスや生活費管理に不安を抱えている方を対象に事業展開しています。

この事業は、契約で成り立っているため、事業の契約内容を十分に理解することが重要な要素となっています。

地域福祉権利擁護事業の概要

★サービス内容

- ①福祉サービスの利用援助
福祉サービスの利用提供、利用手続き援助
利用料支払、苦情解決制度への橋渡し
- ②日常的金銭管理
年金などの請求、医療費や公共料金の支払い
日常的な生活費の預金引き出し
- ③書類等の預かり
預貯金通帳、印鑑、年金証書、郵便物の保管等

★生活支援員

各市町村社会福祉協議会から推薦を受けて登録された生活支援員が選任されて上記サービスを提供します。

★利用料

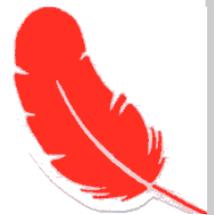
- ①訪問1回（1時間）あたりの支援で1,200円
- ②生活支援員の移動に係る交通費の実費
- ③書類等の預かりサービスのため貸金庫利用の場合は貸金庫利用料の実費

成年後見制度、地域福祉権利擁護事業について詳しく知りたい方は中標津町社会福祉協議会 地域福祉業務担当（79-1231）までご連絡ください。

赤い羽根共同募金運動が始まります

赤い羽根共同募金運動を今年も10月1日～12月31日の期間で行います。ご寄付いただいた募金は北海道内の福祉事業や中標津町内の福祉活動などに役立てられます。これから皆様のご家庭や企業にお伺いすることもあります。ご理解とご協力よろしくお願いたします。

平成22年度募金目標額	4,978,000円
北海道全体で使わせていただく募金	1,770,000円
根室支庁管内で使わせていただく募金	191,000円
中標津町で使わせていただく募金として (うち活動事務費として290,000円含む)	3,773,000円



※平成22年度にご寄付いただいた募金は平成23年度に活用いたします。

協 社 ニニニ 報 情

社協事業や、地域の福祉活動の
情報をご紹介します。



「第2回森の家まつり」が

開催されました

「第2回森の家まつり」が7月31日、森の家駐車場（東13条南7丁目）で開かれました。
今回は、第13回グリーングラスフェスティバルと同時開催され、合計7団体が歌や踊りを披露しました。
当日は晴天の中、親子連れも多く来場し、出店での食事や作業所生産品の買い物、ゲームを楽しんでいました。



お話し相手ボランティアに

仲間が増えました

7月20日（火）、30日（金）、8月3日（火）、10日（火）の4日間でお話し相手ボランティア体験講座を開催いたしました。

今回は、前年度に開催した講座と同じく、高齢者の心身の変化

（講師：NPO法人 脳外傷友の会 コロポックル道東支部 支援コーディネーター 菅谷 智鶴氏）やどのように心を傾けて話を聴けばよいのか（講師：札幌市ボランティアセンター運営委員長 川本 俊憲氏）などについて学び、その後、実際に中標津町で暮らす高齢者の家を訪問して「お話し」体験を行いました。

初めは参加者それぞれがほぼ初対面ということもあり、緊張している様子が伝わってきましたが、回を重ねていくと、次第に打ち解けて様々な意見も出され、お話し相手ボランティアの必要性について認識を深めていただくことができました。

講座終了後、参加者の中には「今後もお話し相手ボランティアとして活動を続けていきたい」と希望する方もおり、お話し相手笑くぼの会に入会し、継続した活動へと繋げることができました。



災害に備えて…

中標津連合町内会防災炊き出し訓練

8月21日（土）、中標津連合町内会が主催で防災炊き出し訓練が中標津消防署駐車場で行われました。

訓練の内容としては、連合町内会加入町内会会員を対象に、レスキューキッチンの使い方を学び、自分達の地域は自分達で守るという自覚と助け合いの気持ちを持つことを目的に実施されました。

当日は約100名が参加し、8月に連合町内会が購入したばかりのレスキューキッチンと社会福祉協議会のレスキューキッチン2台で10



kgの米を炊き、豚汁を作りました。

使い方の指導にはNPO災害救援ネットワーク北海道 山口 幸雄氏を招いて訓練が行われました。訓練後の山口氏の講評で、各地の災害の様子についての話の時には、参加者は真剣な表情で聞きながら耳を傾けていました。

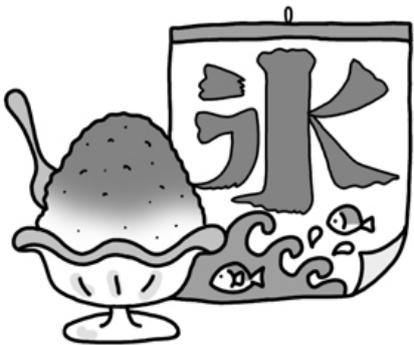
連合町内会で購入したレスキューキッチンは、社会福祉協議会が管理委託を受け、各町内会等に貸し出します。

夏まつり準備のお手伝い

ちよっと体験ボランティア講座

7月27日（火）、28日（水）の2日間でちよっと体験ボランティア講座（夏）を開催しました。

今回は森の家まつりに向けての準備を手伝いながら、森の家に通っている方と関わりを深めました。この関わりの中で、人はそれぞれ置かれている状況が違って、その人が何が得意で何が苦手なのか等、個人と向き合うことの大切さを参加者に考えてもらう機会とすることができました。



サロンを通じて交流が深まりました

あずまにここサロン

東中・まことなかよしサロン

もが気軽に立ち寄れるサロンであって欲しいと思っています。

7月13日(火)、東中・まことなかよしサロンと東にここサロンの交流会があずま多目的集会所(東18条南3丁目)で開催されました。お互いの活動から、盛り上がるゲームや踊りを披露していただけの方々を呼ぶ等、意見を持ち寄りながら交流が実現しました。

普段の活動よりも大人数で賑やかな雰囲気の中、楽しそうな話し声が聞こえていました。

また、8月10日(火)は、なかよしサロンでは東中児童館との交流会が東中会館(東14条北4丁目)で、にここサロンでは近所の子どもたちを招いての交流会をあずま多目的集会所(東18条南3丁目)で開き、それぞれのサロンで子どもたちの元気な声を聞くことができました。これからも、特別な日だけではなく、地域住民誰



睦しあわせサロンが始まります！！

第1回目は… 10月15日(第3金曜日)

☆日 時：毎月1回(第3金曜日) 午前10時～午後2時まで

☆場 所：**睦町内会館(東23条北1丁目)**

☆参加費：1回200円

お昼ごはんはおにぎりやパンを持参してください。

☆連絡先：佐々木 幸恵(代表) 0153-72-6850

山西 繁子(事務局) 0153-72-5000

おやつを食べながらおしゃべりしたり
簡単なゲームで楽しんだり
サロンには気軽な気持ちでお越しください！



あたたかい真心ありがとうございました

香典返しにかえて

加藤 久子 様
 松田 雅文 様
 山田 一男 様
 真野 光章 様
 田中 忠八郎 様
 林 博 様
 竹口 元 様
 工藤 浅子 様
 吉家 隆信 様
 竹中 弘美 様
 高井 睦子 様
 竹下 豊 様
 牧野 恵子 様

飯島 孝子 様
 山岸 辰吉 様
 池田 克巳 様
 安田 満 様
 濱田 すみ子 様
 中條 カズエ 様
 小館 昌子 様
 安藤 ミツ 様
 島本 サヨ 様
 西岡 綾子 様
 田中 照繁 様
 岩田 憲明 様
 高橋 武治 様

小林 京子 様
 三宅 敬子 様
 柳谷 清江 様
 佐藤 孝男 様
 尾藤 俊子 様
 佐藤 郁夫 様
 中畑 保和 様
 増田 満 様
 亀井 清 様
 濱名 義一 様
 勝見 妙子 様
 岩本 マツ子 様
 志賀 政義 様
 近藤 伸也 様

篤志寄付として

穴水町民生委員児童委員協議会 様
 秋田県人会 代表 佐藤 次男 様

快気祝いとして

佐野 敏男 様

平成22年8月23日分まで掲載



収集ボランティアにご協力いただきました

住友生命 中標津支部・新中標津支部 様
 北海道高等養護学校 様
 セブンイレブン 中標津桜ヶ丘店 様

マツダ保険企画 様
 中標津消防署 様
 明治安田生命 様

新谷 昭吾 様
 山西 繁子 様
 山崎 敏子 様
 武藤 芳巳 様
 本田 みよ子 様
 矢萩 義江 様
 松本 隅雄 様
 山本 智也 様
 名越 美江子 様
 志賀 正 様
 岩田 静子 様

足立 久子 様
 望月 幸夫 様
 山本 智也 様
 志賀 正秋 様
 佐藤 孝男 様
 重松 麗子 様
 渡辺 賢一 様
 青山 智和 様
 小玉 芳子 様
 小納谷 一恵 様

平成22年8月11日分まで掲載



社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

〒086-1110

標津郡中標津町西10条南9丁目1番地4

中標津町総合福祉センター

電話 0153-79-1231

FAX 0153-79-1233

<http://www.nakashibetsu.jp/shakyoHP/index.htm>



「社協だより」は共同募金
 の一部配分金を受けて発行
 しています